記者発表資料

平成27年 7月 7日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1．被処分者

（1）商号又は名称　　山二建設資材株式会社
（2）代表者　　代表取締役社長　田口　清光
（3）主たる営業所の所在地　　秋田県秋田市御所野湯本3－1－5
（4）許可番号　　国土交通大臣許可（般・特－25）第22804号

2．処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）期　間
　平成27年7月22日から平成27年7月28日までの7日間
（2）地　域
　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内
（3）停止を命ずる営業の範囲
　建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業及び内装仕上工事業に関する営業

3．処分理由

山二建設資材株式会社は、宮城県内で請け負った建築一式工事並びに秋田県内で請け負った建築一式工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事及び内装仕上工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、同法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話　022(225)2171(代表)
建政部　計画・建設産業課長　　上原（うえはら）　茂樹（しげき）　（内線6121）
建政部　計画・建設産業課　建設専門官　　細川（ほそかわ）　和彦（かずひこ）　（内線6142）

＜参　考＞

建設業法（抄）（昭和24年5月24日法律第100号）

（指示及び営業の停止）

第28条

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。第4項において同じ。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示ができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一　建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二　建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四　建設業者が第22条の規定に違反したとき。

五　第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

六　建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

七　建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八　建設業者が、情を知つて、第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九　履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。

2　（省略）

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7（省略）